

番号：170565

国名：チュニジア

担当部署：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：南部地域を対象とした産業クラスター機能強化プロジェクト詳細計画策定調査（クラスター開発）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：クラスター開発
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年9月中旬から2017年11月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50MM、現地 0.70MM、合計 1.20MM
- (3) 業務日数：

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 5日   | 21日    | 5日   |

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月23日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月8日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

|                  |    |
|------------------|----|
| ①業務実施の基本方針       | 8点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 2点 |
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

|                   |     |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験          | 45点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 9点  |
| ③語学力              | 18点 |
| ④その他学位、資格等        | 18点 |
- (計100点)

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 類似業務     | クラスター開発／産業振興に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | チュニジア／全途上国          |
| 語学の種類    | 英語                  |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

チュニジアでは、地域間格差の是正及び若年層の雇用問題が最重要課題として挙げられている。これらの課題解決には、チュニジアに比較優位性がありグローバルバリューチェーンに繋がり得る産業、チュニジアの高度な人材を活用する産業、チュニジアの雇用を創出する産業、沿岸地域／内陸部、北部／南部の格差是正に貢献し得る産業などのポテンシャル産業の育成が必要である。

沿岸部の都市を中心に、男女ともに高等教育が普及している一方で、産業構造が低賃金かつ低付加価値の産業に偏っているため、労働市場における雇用状況のミスマッチが恒常化しており、高等教育修了者及び15-24歳の若年層失業率は各々30.9%、31.8%となっている。若年層の雇用状況に対する不満は2011年の革命の要因となっており、民主化後の社会の不安要素となっている。従って、雇用創出という観点からもクラスター開発のアプローチを活用した成長産業の育成及び競争力強化は喫緊の課題である。

クラスター開発について、他ドナーの協力は法的枠組み等制度・仕組みづくりに重点が置かれており、産業レベルでインパクトを出すところまで至っていない。また、チュニジア政府は2016年11月末に国家5カ年計画の骨子(2016-2020年)を発表し、GDP成長率4%の達成及び40万人の雇用創出を目標と掲げているが、それを実現するための個々の政策・施策等は発表されていない。

このような状況を受け、チュニジア政府から2016年に技術協力プロジェクト「南部地域を対象とした産業クラスター機能強化プロジェクト」に係る要請書が提出された。

チュニジア政府はクラスター開発支援策としては2000年代初頭からテクノパーク推進等を行ってきた。本案件では、産業省、テクノポール<sup>1</sup>を主要なC/Pとして、産業・技術革新促進庁(APII)、技術センターを関係機関とすることを想定している。産業省からは1)電機・機械(自動車、航空機産業)、2)化学・医薬品、3)農産品加工、4)繊維、5)建設資材が重点産業として挙げられた。

本詳細計画策定調査は、チュニジア政府からの協力要請の背景・内容を確認し、相手国関係機関との協議を通じて、本事業の協力計画を策定するとともに、本事業の事前評価を行うために必要な情報を収集し、分析することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・

<sup>1</sup> 現在チュニジアには各産業に特化したテクノパークが9設置されている。テクノパークの機能は主に、研究開発、教育、生産にある。当該セクターの振興を目的とし、クラスター開発、インキュベーション、BtoB等の支援を他機関と行っている。

調整しつつ、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、「JICA 事業評価ガイドライン 第 2 版」(2014 年 5 月)及び「JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 1.1)」(2016 年 5 月)に沿って、担当分野に係る以下の調査を行う。また、総括による取りまとめに協力する。具体的担当事項は次の通りとする。

(1) 国内準備期間 (2017 年 9 月中旬～10 月上旬)

- ①要請背景及び内容を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討し取りまとめる。
- ②現地調査で相手国関係機関から収集すべき情報を検討する。
- ③他地域・国におけるクラスター開発に関連する既往の技術協力プロジェクトにおける教訓の整理、また、効果的アプローチを検討する。
- ④評価分析のコンサルタント団員と共同で、相手国関係機関に対する質問票(案)(和文、英文)を作成する。
- ⑤他の調査団員等と協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程(案)の作成に協力する。
- ⑥対処方針(案)(和文)の作成に協力する。
- ⑦団内打合せや対処方針会議等に参加し、出席後は評価分析団員と協力して議事内容をメモにまとめて提出する。

(2) 現地業務期間 (2017 年 10 月上旬～10 月下旬)

- ①JICA チュニジア事務所等との打合せに参加する。
- ②相手国関係機関や他ドナーとの協議及び現地調査に参加する。
- ③当該分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ・ポテンシャル産業における企業の活動状況
  - ・ポテンシャル産業における外国からの投資状況
  - ・中小企業支援に係るチュニジア政府の各種施策
  - ・産業振興/クラスター開発に係る他ドナーの支援状況
  - ・Association 又は economic body としての法人格を有するクラスターの活動状況
- ④プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。
- ⑤調査結果や他団員及び相手国関係機関等との協議の結果を踏まえて、JICA が作成する PDM(英文)、PO(英文)、及び MM 案(英文)と R/D 案(英文)に対し、担当分野の観点から協力する。
- ⑥担当分野に係る現地調査結果を JICA チュニジア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 11 月上旬～11 月中旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文)の作成において当該分野の視点からインプットする。
- ②帰国報告会に参加し、当該分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（２）とし、電子データで提出する。

（１）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

※「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準じた書体、書式とすること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2017年6月）」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒チュニス⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年10月8日～2017年10月28日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力計画（JICA）

ウ) クラスタ開発（コンサルタント）

エ) 評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）

③便宜供与内容

JICAチュニジア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語⇄フランス語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジしますが、現地派遣開始後の日程変更等についてご自身でアレンジ頂く可能性もあります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム (TEL:03-5226-8056) にて配布します。
  - ・チュニジア国 クラスタ開発支援のための情報収集・確認調査 (産業クラスター分析) 情報収集・確認調査報告書
  - ・チュニジア国 産業競争力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (プレ) (現地調査報告書及び収集資料)
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・チュニジア共和国 南部地域開発計画策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009772.html>)

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④仏語ができれば、なお望ましい。

以上